

“飼い主が亡くなったら、ペットや財産を贈与する効力が発生する”という内容を契約で結んでおくのです。もちろん、その契約の中には、どんな世話をしてもらうのかといった内容も盛り込みます。

死因贈与契約は、お互いが合意した契約なので、飼い主の死後、引き受けた方が、契約を一方的に放棄することはできません。ざっくりではありますが、参考までに遺言書の記入例です。

=====
遺言書

遺言者〇〇〇〇は、遺言者のすべての財産を、下記の負担付にて●●●●（＝世話する人）に遺贈する。

遺言執行者として、□□□□を指定する。

記

1. 遺言者が飼育する犬・猫を、愛情をもって世話すること。
2. 遺贈した財産をもってできる限りのことをすること。
3. もし病気になったときは、◇◇動物病院にみてもらうこと。
4. もし亡くなったときは、◆◆動物霊園にて供養すること。

=====
Q2：不倫相手へ財産を渡す（＝遺贈する）遺言は有効？無効？

A：ポイントは「公序良俗に反するか否か」。有効になることも、無効になることもある。最近、芸能界でも何かと話題になる不倫。

遺言によって、不倫相手に財産を遺贈することはできるのでしょうか。

遺言が有効であることの条件のひとつに、「公序良俗に反しないこと」というものがあります。「公序良俗に反する」とは、一言でいえば、“社会的・道徳的に認められないこと”です。結婚しているのに、他の異性と関係をもつ不倫は、社会的には道徳に反する行為だと考えられています。よって、不倫相手への遺贈を記した遺言は、公序良俗に反するとして、無効になる可能性があります。

ただし、いかなる場合でも、必ず無効になるというわけではありません。どのような場合に、不倫相手に対する遺贈が公序良俗に反するのか、判例をもとに見てみましょう。

判例では、不倫相手に対しての遺贈であっても、①遺贈が不倫関係の維持を目的とせず、専ら相手の生活を保全するために行われている場合で、②遺言内容が相続人の生活の基盤を脅かさないものであることなどの事情がある場合には、公序良俗に反しないとして遺言の効力が認められる余地があるとしています。被相続人の妻と娘が「不倫相手に遺産を3分の1遺贈する」という内容の遺言は無効だと主張した裁判がありました。

- ・被相続人には妻と娘がいたが、被相続人が亡くなる約10年前から別居していた。
- ・被相続人は死亡するまでの約7年間、不倫相手と半同棲していた。
- ・被相続人と不倫相手の関係は、被相続人の家族（妻と娘）に公然となっていた。

- ・被相続人と妻の夫婦としての実態はある程度失われていた。
- ・遺言は被相続人が亡くなる約1年前に作成された。
- ・遺言の作成前後で被相続人と不倫相手の親密度が増減するなど、2人の関係に変化はなかった。

以上のような事実認定のもとで、東京高裁は「遺言は不倫関係の維持継続ではなく、不倫相手の生活を保全するために作成されたもの」「遺言は妻や娘の生活を脅かすような内容ではない」として、公序良俗に反していない、つまり“遺言は有効”と判断しました。最高裁もこの結論を支持しました。

不倫関係を続けるために遺言を作成したわけではなく、不倫相手の生活を守るためであり、他の相続人の生活が苦しくなるような財産の分け方でなければ、遺言は有効だと判断したのです。

もしこれが「不倫相手に全財産を遺贈する」という内容だったなら、結果はどうなっていたのか興味があるところですが。

Q3：遺言によって生命保険の死亡保険金受取人は変更できる？

A：平成22年4月1日に保険法が改正され、遺言による保険金受取人の変更ができるようになりました。

【保険法第44条】

1. 保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができる。
2. 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者（＝保険会社）に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。

遺言で保険金受取人に指定された人から、保険会社に連絡（請求）をすれば、遺言に沿った保険金の支払い手続きが可能です。

通常、保険金受取人の変更手続きは、保険契約者が保険会社に対して会社所定の書類を提出すること等によってなされます。この場合は、保険証券上（契約上）の受取人も変更されますので、保険金の支払い手続きもスムーズに行われます。しかし、遺言による場合は、事前に保険会社に通知されることはありませんから、保険証券上（契約上）は、元の受取人のままになっています。遺言に受取人の変更を記載しても、保険会社に伝えていないと変更の効力は生じないということです。

保険会社は遺言の存在を知りませんので、元の受取人が先に保険会社に請求をした場合、保険会社は保険金を支払ってしまう可能性があります。

もう少し詳しく見てみましょう。

■タイミングによっては元の受取人に保険金が支払われてしまうことがある。

上記、保険法44条2にもあるとおり、相続人や遺言執行者が保険会社に連絡する前に、元の受取人が保険金請求の手続きをした場合には、保険会社はその受取人に保険金を支払います。その後、遺言により変更された受取人が保険金の請求をしても、保険会社は二重に支

払ってはくれません。

■元の受取人が保険金を受け取ったら話し合いでの解決が必要になる。

遺言に受取人の変更が記載されていた場合でも、遺言の発見が遅れたり、手続きを後回しにしていると、元の受取人に保険金が支払われ、変更後の受取人が保険会社から保険金を受け取れないことがあります。そうなった場合、保険会社は関与しませんので、元の受取人と変更後の受取人の間で、話し合いによる解決が必要です。

こうなってしまうとは、すんなり解決するはずもないことは容易に想像できますよね。

■遺言で受取人を変更するなら遺言執行者を指定しておく。

受取人の変更をする場合、生前に保険会社に連絡を取って手続きをすると家族に知られてしまう可能性があるため、遺言で受取人の変更をしたいと考えることもあるでしょう。しかし、遺言で受取人の変更をすれば、相続人の間でトラブルになる可能性が高くなってしまいます。受取人の変更はできるだけ生前に手続きをしておくべきですが、どうしても遺言で受取人を変更したい場合には、遺言執行者を指定しておき、相続開始後、スムーズに保険会社での手続きができるようにしておくことが大切です。

なお、保険法改正（平成22年4月1日）より前に締結された生命保険契約については、遺言による保険金受取人変更についての改正保険法の規定が適用されませんので、遺言による保険金受取人の変更ができるかどうかは、各保険会社へ事前に確認する必要があります。

☆☆★☆☆

2. メディア掲載情報

代表理事の江幡が連載している現代ビジネスにて3月3日に最新分が公開されました。

「お金持ちは最初から分散投資はしない、結果的にそうなっただけ」という話です。

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/70769> よろしければご覧ください。

☆☆★☆☆

3. 遺言相続ドットコム本日更新内容

～クレジットカードの家族カードの利用で贈与税が発生！？～

クレジットカードの家族カードを所有されている方も多いと思います。

家族カードとは…

■本人（本会員）：本人名義の本会員カード

■配偶者や子（家族会員）：配偶者・子名義の家族カード

■引き落とし口座：本人（本会員）名義の銀行口座

上記のように、本人、例えば夫が本会員としてクレジットカードを所有しており、その本人の申し込みによって家族である妻や子が家族会員として家族カードを作ることができます。家族カードの発行にあたっては、家族の審査が不要であったり、年会費が安かったり、さらに家族カードの利用にあたっては、本会員と同等レベルのサービスを受けることができたり、家族でポイントを貯めることができたり、とメリットはたくさんあります。

一方、家族が家族カードを使って買い物をした場合の利用金額の引き落としは、本会員である本人名義の口座から行われることとなります。これくらいは誰でもご存じですよ。

つい先日、こんな話を聞きました。

家族カードの利用によって贈与税が発生！？

会社を経営する父親のクレジットカードの家族会員として、娘が家族カードを所有していました。

ただ、その利用金額が尋常ではありません。その引き落としは父親名義の口座から行われます。もちろん会社経営者ですから、かなりの預貯金を持っている父親でしたが、娘は毎月200万円もの金額を10年近くに渡って利用していたのです。

使い道は、高級ブランドの洋服やバック、そして宝飾品の数々…

そんなある日、その父娘のもとに税務署から連絡が入り、税務調査の結果、数千万円もの贈与税が課せられることになったのです。支払い義務があるのはもちろん娘。ただ、娘自身がそんな大金を払えるはずありません。(一応、娘も仕事はしていましたが、月給は世間並。)父娘は途方に暮れることに…

上記のケースでは、毎月200万円×12ヶ月で年間2,400万円もの贈与が父親から娘に行われたとみなされたのです。

年間2,400万円もの贈与となると、贈与税の税率は45% (娘が20歳以上の場合)。贈与税はなんと765万円/年になります。

※計算式：(贈与額2,400万円－基礎控除110万円) ×税率45%－控除額265万円。ただし、贈与税の時効は6年ですので、6年間分としましょう。

単純計算(765万円×6年)で4,590万円。

さらに、これに無申告加算税、延滞税、(悪質な場合は重加算税も)などの追徴課税もあって、億に迫ろうかといった金額の税金が課せられることになったという訳です…(その後、税金の支払いがどうなったのかまでは分かりませんが…)

過敏になる必要はない。やり過ぎには注意！

上記のように、娘(あるいは妻)が家族カードの利用する、つまり利用金額の引き落としが父親(あるいは夫)の口座からなされる場合、金額や用途によっては贈与税の課税対象になる可能性があるということです。しかし、過敏になる必要はありません。

110万円という贈与税の基礎控除がありますが、その範囲内の利用額であれば問題になることはないでしょうし、たとえ110万円を超えても、生活必需品の購入や生活費、医療費等の支払いなどであれば税務署も追及してくることはないと思われます。

要は、やり過ぎ注意！

年間2,400万円ものブランド品の購入…さすがにこれは世間一般の常識を逸脱していますよね。何事も“やり過ぎ”は、後々痛い目に遭うことが多そうですね。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

4. 相活士の更新が1年から2年になっています！

2019年8月下旬に発送しました相活士新聞にもある通り、更新が1年から2年に変わっています。例えば、2019年3月に合格した方は、翌年の2020年2月あたりに更新書類が届きます。その書類は2年更新（更新料3,000円×2年の6,000円税別です）となりますので、更新手続き完了後、新しい相活士認定証と相活士名刺が届きます。更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。また勤務先の変更やスマホにしたのでGmailにしてほしい！とか、こんな内容で記事が見たい等も協会宛ご連絡いただければと存じます。

☆☆★☆☆

5. 代表理事の3冊目の新刊発売と新聞広告のお知らせ

相続終活専門協会の代表理事である江幡による2年ぶり3冊目の書籍「プロが教える相続でモメないための本」がアスコムより1,320円（1,200円+消費税）にて出版されました。全国の有名書店にて置かれています。2月にAmazonの「遺言・相続カテゴリー」でも1位ベストセラーに数日なりました。

☆☆★☆☆

6. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。

11月更新以降の相活士より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することになりました。

払込票の更新費用は2年更新（1年更新料3,000円×2年の6,000円税別）となります。

有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。

名刺の記載に間違いがなく更新ご希望の相活士は払込票にて更新費用をお支払いください。

入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺100枚を送付いたします。

既に、自動振替サービス確認書を提出済みの相活士も次回の更新より、口座引落ではなくコンビニ払いの払込票となります。ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。また勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いします。

※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、

事務局(03-5210-1233)もしくは info@sokatsu.jp にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆☆

7. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。